明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

される特別家畜排せつ物」を加え、同条第四項中「昆虫の飼育事業であって昆虫飼育事業要件のいずれにも該当するもの」を「家畜排せつ物を利用した昆虫の飼育事業」に改める。

第三条及び別表を削る。

附　則

この省令は、構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年九月九日）から施行する。

○経済産業省令第六十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）の改正に伴い、経済産業省関係構造改革特別区域法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年九月五日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　細野　豪志

経済産業省関係構造改革特別区域法施行規則の一部を改正する省令

経済産業省関係構造改革特別区域法施行規則（平成十五年経済産業省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十六条」を「第三十三条」に改める。

附　則

この省令は、平成二十四年九月五日から施行する。

○国土交通省令第七十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第三十一条第一項第一号イ及びロ、同条第四項並びに第四十九条の規定に基づき、国土交通省関係構造改革特別区域法施行規則を次のように定める。

平成二十四年九月五日

国土交通大臣　羽田雄一郎

国土交通省関係構造改革特別区域法施行規則

（特定水利使用計画の記載事項等）

第一条　構造改革特別区域法（以下「法」という。）第三十一条第一項第一号イの国土交通省令で定める事項は、特定水力発電事業（同項に規定する特定水力発電事業をいう。以下同じ。）に係る水利使用（同項に規定する水利使用をいう。以下同じ。）に関する次に掲げる事項とする。

一　水系及び河川の名称

二　発電の目的及び電力の用途

三　最大取水量、最大使用水量及び常時使用水量、最大有効落差及び常時有効落差、最大理論水力及び常時理論水力並びに最大出力及び常時出力

四　発電施設の位置及び構造

五　水利使用の期間

六　工期

2　法第三十一条第一項第一号イの計画には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一　使用水量の算出の根拠を記載した図書

二　河川区域（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六条第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川区域をいう。以下同じ。）内の土地において工作物の新築又は改築をする場合にあっては、河川法施行規則（昭和四十年建設省令第七号）第十一条第二項第一号ニに掲げる事項を記載した図書

三　工作物の工事計画の概要を記載した図書（河川区域内の土地において工作物の新築又は改築をする場合にあっては、河川法施行規則第十一条第二項第二号の表法第四十四条第一項のダム以外の工作物の新築又は改築に関する工事計画の項に掲げる図書）

四　その他参考となるべき事項を記載した図書（特定水力発電事業が利用する流水に係る水利使用の内容に関する記載事項）

第二条　法第三十一条第一項第一号ロの国土交通省令で定める事項は、特定水力発電事業が利用する流水に係る水利使用に関する次に掲げる事項とする。

一　水系及び河川の名称

二　許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び住所並びに代表者の氏名）

三　水利使用の目的

四　許可水量

五　許可期間

六　取水口又は注水口の位置

七　許可に条件が付されている場合にあっては、当該条件

（協議会を組織した旨の公表）

第三条　法第三十一条第四項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

一　協議会（法第三十一条第一項第二号に規定する協議会をいう。次号において同じ。）の名称及び構成員の氏名又は名称

二　協議会における協議事項

2　前項の規定による公表は、地方公共団体の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　四〇八円（本体三九〇円）　（配送料別）